

議案第15号

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア～カ（略）</p> <p>キ <u>国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>ク <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</u></p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>(8) <u>国民健康保険法第116条の2の規定により、本市内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>(9)（略）</p> <p>(10) <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市内に住所を有するとみなされていた者</u></p> <p>(11)（略）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア～カ（略）</p> <p>キ <u>国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>(8) <u>国民健康保険法第116条の2の規定により、市が行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略）</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され平成30年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されることになるため。また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正され平成30年4月1日に施行されることに伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いが変更されることになるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。